

新城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月23日

新城市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

さて、本市の市域は愛知県域の約1割にのぼり広大であるが、その約83%は森林が占めており、農地面積は約3,500haと約7%である。営農形態としては、田の占める割合が多いため主食用水稻主体の土地利用型農業が行なわれており、農地の効率的利用のために認定農業者等の担い手への利用集積を進めている。一方、畑の面積は少ないため大規模な野菜や果樹の生産が少ないのが実情であるものの、平坦部（新城地区）や高冷地（作手地区）の地域特性を活かした基幹品目による施設園芸が行なわれている。

しかし、本市においても農業者の高齢化や後継者不足など様々な要因により遊休農地が増加傾向にあり、その発生防止・解消に努めていくことが急務となっている。また、担い手への農地集積・集約化は伸び悩んでいる状況であり、担い手の育成・確保や新規参入の促進に努め、利用権設定や農地中間管理事業を活用した集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

そのなかでも担い手対策については、とくに新規就農者の確保について受け入れや就農後の定着のための支援施策等を、市農業振興対策室が中心となって推進しているところである。

このことを踏まえ、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	3,525 ha	649 ha	18.4 %
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	3,498 ha	639 ha	18.3 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	3,480 ha	629 ha	18.0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア. 農業委員及び推進委員が、地区担当制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

利用状況調査の調査方法については、「新城市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に基づき実施し、あらかじめ「農地パトロール（農地利用状況調査）推進会議」を開催するなどにより意思統一を図ったうえで行う。また、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ. 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

なお、非農地判断は農地所有者への影響が大きく拙速に実施すると混乱を招くため、市税務担当部署や法務局等関係団体との連携、地区への制度説明会の開催、実際の非農地判断など、遂行スケジュールを構築した上で慎重に実施する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	3,525 ha	47.0 ha	1.3 %
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	3,498 ha	137.0 ha	3.9 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	3,480 ha	197.0 ha	5.7 %

【参考】

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の 集落営農組織
現 状 (平成 30 年 3 月)	1,512 戸 (162 戸)	78 経営体	15 経営体	0 経営体	0 団体
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	1,357 戸 (154 戸)	82 経営体	42 経営体	0 経営体	5 団体
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,255 戸 (150 戸)	82 経営体	42 経営体	0 経営体	5 団体

注 1 : 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注 2 : 「総農家数 (うち、主業農家数)」は、2015 年農林業センサスの数値を記入する。

注 3 : 目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

広大な本市は平地と山間地が混在しており地理的条件や営農条件等が地域により異なっているため、本市において「人・農地プラン」は中学校区を目安として市域全体を 10 地区に分け策定されている。プランが実行性を発揮するよう農業委員会としても実施に関わり、また、今後は農業者への営農意向調査を通じて農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに参加するなどして、地域の課題や農業者のニーズを把握する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市産業振興部農業課及び農林業公社しんしろ、JA 愛知東農協、農地中間管理機構等と連携し、「農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地」、「経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地」、「利用権の設定期間が満了する農地」等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と

受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

なお、農地中間管理事業の借り受けの基準に合致しない農地については、農林業公社しんしろが行う農地利用集積円滑化事業等の別の方法による利活用を検討する。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、守るべき農地を明確化し、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、集積・集約化が困難な小規模農地については、関係各機関と連携して隣接農地で経営を行っている担い手などへの利用権設定を図る等、実状に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 30 年 3 月）	15 人 （ 7.8 ha）	2 人 （ 1.8 ha）
3 年後の目標 （平成 33 年 3 月）	42 人 （ 28.8 ha）	3 人 （ 2.7 ha）
目 標 （平成 35 年 3 月）	42 人 （ 28.8 ha）	5 人 （ 5.1 ha）

注 1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

注 2：ここでいう新規参入者（個人）とは、認定新規就農者をいう。

注 3：ここでいう新規参入者（法人）には、農地所有適格法人の要件を満たし農地を取得する者及び解除条件付利用権設定により農地を貸借する者含む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

市産業振興部農業課及び農林業公社しんしろ並びに愛知東農協等関係各機関と連携し、管内農地の借り入れ意向のある認定農業者や参入希望者（法人を含む。）を把握し、新規参入相談や農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。また、愛知県農業会議や農地中間管理機構等と連携して農地の集積に努める。

②農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入の促進を図るため、参入者からの相談に応じて農地のあっせんに協力し、また、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。参入後は、新規就農者が定着できるよう継続的な支援を行う。